

2019 年度自己点検・評価フォーム
(大学院研究科用)

社会福祉学研究科・社会福祉学専攻

(社会福祉学研究科自己点検・評価活動推進委員会承認)

【基準1】理念・目的

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 9～11>

大学の理念・目的、各研究科・専攻における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

(将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定)

- ① 各専攻の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。
- ② 各研究科、専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。
- ③ 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

①中長期計画を専攻として毎年吟味・検証し、策定し直している。中長期計画では、学部との連携、国際化推進、社会人受け入れ体制整備などが目標として設定されている。とりわけ、在籍者の多数を占める留学生の教育サポート体制の向上、各国の研究者となった修了者との研究交流、社会人の受け入れ強化などは着実に遂行されており、またさらなる向上のための検証を研究科において行っている。策定後は研究科長会議に提出し検討が加えられている。

②平成30年度の研究科改組にあたり、専攻としての理念や将来の専攻のあり方についてビジョンを提示した。現代の福祉課題を制度論的・実践論的にとらえ、問題への対応に研究あるいは実践の面で寄与できる人材の育成を目指しており、研究科・専攻の目的はそれに即している。提示した専攻の理念、目的等については、新専攻の学年進行に併せて検証している。

③研究科・専攻の改組に併せて、定期的に会合を持ち、研究科長の下で専攻長が中心となって専攻の理念目的について検証する体制を用意した。その後研究科の完成年度に向けて、研究科委員会及び専攻会議において理念・目的の適切性を定期的に検証している。以上の取組の適切性の証として、毎年多くの受験生が社会福祉学研究科を目指しており、入学者も学部からの進学者、社会人、留学生と多様であり、本研究科が目指す理論と実践の架橋を体現している。

【取り組みの特長・長所】

- ① 福祉関係の研究者、実務家等を輩出してきたことに加え、留学生の増加に伴い外国も含めたネットワークが形成されており、本学の社会福祉学研究の伝統の上に国際性が加わり、研究教育の厚みが増してきている。2019年度は、東アジア諸国の研究交流及び修了生ネットワークの強化のための活動を実施した。
- ② 入学志願者や他大学の動向、教員の研究等から本研究科が置かれた位置を確認することにより、研究教育水準の向上に取り組んでいる。
- ③ 研究科のあるべき姿について、研究科委員会及び専攻会議を通じて、教員間で忌憚のない意見交換がなされ、それが研究科の運営に反映されている（例えば、海外との研究交流）。

【問題点・課題】

- ① 外国人留学生の帰国後のネットワークの維持をより強固にするための継続的かつ双方向での関係性を一層強化するための予算や人員の確保が引き続き必要である。
- ② 大正 10 年の社会事業科設置からの 100 周年に向けて、社会福祉学研究の拠点としての本学のステータスの一層の向上を図ることが必要である。
- ③ 赤羽台へのキャンパス移転に伴う大学院教育の在り方を検討する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

今後想定される留学生の恒常的な受入、赤羽台へのキャンパス移転等を活かすことにより、社会福祉学研究のハブとして役割を高めていくことが可能となる。

【根拠資料】

- ・ 中長期計画書
- ・ 社会福祉学研究科設置準備の際の諸資料（文部科学省提出書類）
- ・ 研究科委員会議事録
- ・ 専攻会議議事録

【基準4】教育課程・学習成果（その1）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 14~15、17~18>

- (1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- (2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

（課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適正な関連性）

- ① 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。また、ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。
- ② カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。
- ③ カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**> ①社会福祉学の実践科学としての特性から、大学院で修める内容が研究的あるいは実践的に貢献できることを教育目標でめざしており、それを反映したポリシーとなっている。具体的には、社会福祉学研究科の目的として、前期課程では、理論と実践に関する専門的知見と実践力を有する人材の養成、社会資源を創造・開発する能力の習得を、また、後期課程では、社会福祉学の高度な研究・リサーチ能力を有する人材の養成、更に研究成果を国内外に発信できる能力の涵養を掲げている。その上でカリキュラム・ポリシーとして、前期課程では、理論・歴史研究、利用者の側にたった生活支援の調整・開発、現代の福祉課題の把握等の能力の涵養を、また、後期課程では、課題の問題構造の分析能力、高度な研究・リサーチ能力、学術的に高度な専門能力の涵養を盛り込んでいる。これら専攻において定めた教育目標とディプロマ・ポリシーについては、ホームページ上に公開し、教育目標を達成するうえで必要となる知識・技能等が明確に提示されている。

②・③専攻において求められる価値意識、知見、能力等についてホームページ上で明示し、学習の要件についても明示している。

・カリキュラム・ポリシーには、コースを設定するなど体系性を持たせている。研究領域として、ソーシャルポリシー・アドミニストレーション（SPA）系とソーシャルワーク（SW）系の2系統を明示し、バランスよく学べるようにしている。具体的には、SPA系の制度・政策論とSW系の援助・技術論の統合を視野に入れながら、社会福祉の理論、歴史、制度、政策、計画、ソーシャルワーク、アドボカシー（権利擁護）などに関して領域横断的な研究が可能となるカリキュラムを編成している。

・カリキュラム・ポリシーは、修了後の進路を意識したものとなっており、教育目標やディプロマ・ポリシーに対応したものとなっている。現代の福祉問題を分析し、解決に向けて研究的・実践的に貢献できる人材の育成を教育目標やディプロマ・ポリシーで掲げており、カリキュラム・ポリシーでは「ソーシャルポリシーアドミニストレーション（SPA）」と「ソーシャルワーク（SW）」の2つの研究領域を設定して科目群を構成している。

点検・評価項目（１）（２）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

①・②・③社会福祉研究における長い伝統の上に SGU としての本学のステータスを踏まえ、将来母国で活躍する留学生を念頭に置いたカリキュラム・ポリシー等を定めるとともに、国内の実務家等の社会人にもなじみやすい広範で実践的な研究にも対応可能なディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを定めている。

【問題点・課題】

①・②・③赤羽台へのキャンパス移転に伴う大学院教育の在り方の検討の一環として、3つのポリシーについても検討する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

国内外の多様な人材を受け入れることにより蓄積されてきたノウハウ、ネットワーク等を活かすことにより、赤羽台に移転後も社会福祉研究のハブとしての機能を高めていくことが可能となる。

【根拠資料】

- ・ホームページ (<http://www.toyo.ac.jp/site/gswf/mswf-policy.html>)
- ・ホームページ (<http://www.toyo.ac.jp/site/gswf/mswf-curriculum.html>)

【基準4】教育課程・学習成果（その2）

点検・評価項目

- (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点(1)】《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 19~21》

(適切に教育課程を編成するための措置)

- ① 教育課程は、あらかじめ学生に提示してある研究科・専攻の研究指導計画を考慮して、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせるほか、授業科目の順次性に配慮して、バランスよく各年次に体系的に配置されているか。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学院設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。
- ③ カリキュラム・ポリシーに則り、専門分野の特性に応じた教育内容を提供し、学生に期待する学習成果の修得に繋げているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>①・②・③教育課程は、3つのポリシーに即して、ソーシャルポリシー・アドミニストレーション（SPA）系とソーシャルワーク（SW）系の領域ごとのバランスに配慮し、社会福祉の理論、歴史、制度、政策、計画、ソーシャルワーク、アドボカシー（権利擁護）を領域横断的に編成しており、講義科目も教育課程の中に適正に位置づけられている。その結果、

・学生は、理論的・歴史的研究に基づいて、政策的・制度的観点および対人援助の観点から研究をすすめていくことになる。

・研究指導という点では、学生は研究指導計画に沿って、春学期から秋学期へ、また年次を追って順次、知見を積み重ねていけるよう配慮している。その際には、指導教員による個別指導はもちろん、該当学年以外の院生や指導教員以外の教員も参加する論文報告会等のように全員参加型の研究指導も活用している。

・授業科目はカリキュラム・ポリシーに即して構成し、コースにおいて自らの研究関心を深めると同時に、他コースにも学べて広い視点と知識を身に付けられるようにしている。また、リサーチの基礎から応用までを習得できる内容にしている。

なお、研究指導は教育課程表上、「研究指導」として位置づけており、学生は、在学中は毎セメスタ、指導教授の研究指導を履修登録している。研究指導の場所、曜日時限については、各教員が個別に設定しているが、研究科として集約を行っている。

【評価の視点（2）】《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 22～23》

（学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施）

- ① 研究科・専攻の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るための、キャリア教育等必要な教育及び支援を行っているか。
- ② 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。（諸資格養成課程がある場合のみ）
- ③ 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、研究科・専攻内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

①・②各科目を通じて研究職、もしくは高度な専門職としての視座や知識を身につけ、研究・実践に生かせることをめざして指導に取り組んでいる。特に

- ・中国からの留学生の増加に伴い、その理解を促進するための科目の開講を半期から通年に延長した（「SPA 特論ⅢA（東アジアの社会保障制度の現状と課題）」「SPA 特論ⅢB（日本と東アジアの社会保障制度の比較研究）」）。
- ・留学生等の多様な学生を念頭に置き、「社会福祉基礎特論Ⅰ」（研究基礎論）を必修とし、スムーズな研究が開始できるように配慮している。
- ・留学生には、日本語添削、日本語論文講座等の活用を授業等を通じて呼びかけている。
- ・社会福祉士取得をめざす学生には、学科生と同様、大学が独自に開講している国家試験対策講座の受講ができるようにしている。

③大学に研究機関（東洋大学福祉社会開発研究センター）を設置しており、研究者を志望する博士後期課程の学生などはリサーチ・アシスタントなどをしながら研究方法を身に付けられるようにしている。また同センターの研究は、さまざまな実践現場との協働によるものであり、先進的な政策立案や実践に携わる数多くの実践者との研究交流の中で、学生たちも素養を習得できるようにしている。これらについて研究科委員会や専攻会議で共有し、適切に指導ができるようにしている。さらに、実践の学としての社会福祉学においては、各教員がフィールドを有しており、地方公共団体、社会福祉施設、社会福祉団体等の多様な連携の場に学生も参加できる機会を設けるなど、職業人としての能力も備えられるように配慮している。また、国家資格である社会福祉士の資格を既に取得して入学する学生も多いが、そうでない場合には、学部生向けの社会福祉士国家試験対策講座を大学院生も受講できるようにしている。

点検評価項目(1)〔評価の視点(1)(2)〕を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・留学生以外の学生も含め多様なバックグラウンドの学生を受け入れており、一定の年限の中で修了要件・学位授与の方針が規定する学力を備えるよう基礎的な科目から発展的な科目まで多様性と体系性を備えた科目を提供している。
- ・留学生については、論文執筆に必要な日本語能力の向上のため、研究科予算を確保し日本語添削を実施している。
- ・留学生については、外国からの研究者の来訪の際の施設訪問等に同行させ、通訳を行うことにより、より深く日本の福祉を学ぶ機会にもなっている。

【問題点・課題】

更に増加する可能性のある留学生に対して、一定の年限の間に修了させるのに必要な論文指導等が元々少ない教員に委ねられており、教員の負担軽減が必要である。

【将来に向けた発展方策】

日本語論文講座等のように外部資源の活用の余地がある部分を更に外部化するなどの工夫により対応していくことが考えられる。

【根拠資料】

- ・大学院要覧（課程表）
- ・ホームページ（<http://www.toyo.ac.jp/site/gswf/mswf-curriculum.html>；
<http://www.toyo.ac.jp/site/gswf/mswf-policy.html>）

【基準4】教育課程・学習成果（その3）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 26~28>

(1) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点】

(授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置)

- ① 研究指導計画を立案し、学生に予め明示したうえで、その計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。
- ② 学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、主体的かつ組織的に取り組んでいるか。
- ③ カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

①教育課程表やシラバスは学生の習熟度に沿ってステップ・アップしていく構造となっており、それをふまえた研究指導計画を学生に提示している。日頃の研究指導や論文作成指導もそれに沿って、また個々の学生の研究関心や理解に応じて進めている。また、学生の入学時にはオリエンテーションを実施し、研究の進め方の周知を図っている。

②・③専攻会議において学生の習熟や課題などを個別に検討し、適宜の対応を協議して専攻としてのバック・アップ体制を取っているほか、専攻で学生参加の中間報告会（年2回）を開催して学生の研究状況を専攻として確認している。また、学生の主体的な学習を促す観点から、学生が社会福祉の現場に赴き、実践に触れる機会を設けているほか、シンポジウム等の催しへの出席も促している。これらの情報は、研究科委員会等の場で共有した上で、授業、メール等を通じて周知を図っている。各科目の教育方法に修正・強化が必要な時には学内制度を専攻で協議して対応しており、たとえば、留学生の日本語での論文作成のサポートの必要性が見出された時には、学内の支援制度を活用やチューターによる指導を活用するなどして、授業を補っている。

また、社会福祉学研究科の特徴としては、近年増加している留学生のため、論文の日本語添削のための予算を研究科として独自に確保し、各学生の主体的な学習を促進している。

【取り組みの特長・長所】

・主査・副査の教員のみならず、専攻全体として個々の学生の学習や生活状況に関する情報を共有し、各教員の専門性を活かした指導を実施している。

・留学生に日本の社会福祉のアップトゥーデートな情報を提供するよう、授業以外のシンポジウム、研究会、福祉のフィールド等への参加の機会を設けるとともに、日本人学生には東アジアを中心として国際交流の機会を設けている。

・福祉研究を行う大学間の連携により、他大学の授業を聴講する機会を提供するとともに、他大学の学生が社会福祉学研究科の授業を聴講する場合もあることから、大学間の相互交流を通じた学びの場が提供されている。

【問題点・課題】

・学部教育も含め多くの業務を抱える教員が社会福祉研究の拠点としての本学の重責を担っており、その負担の軽減が求められる。

【将来に向けた発展方策】

- 留学生をはじめとする多様な学生を一層受け入れ、質の高い大学院教育を提供するため、風通しのいい研究教育環境を維持する。

【根拠資料】

- ホームページ (<http://www.toyo.ac.jp/site/gswf/mswf-policy.html> ;
<http://www.toyo.ac.jp/site/gswf/mswf-curriculum.html>)
- 大学院要覧
- 専攻会議議事録

【基準4】教育課程・学習成果（その4）

点検・評価項目 <<前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 31、33～35>>

(1) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

(成績評価及び単位認定を適切に行うための措置)

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。
- ② 学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。
- ③ ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。
- ④ 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

①成績評価の基準をシラバスで明示している。また、学修到達目標の適切性、成績評価の客観性・厳格性を確保するために、研究科委員会において科目担当者間において、成績状況を把握したり、極端な偏りのある評価基準とならないように検証している。

②学位論文審査基準は、『大学院要覧』に記載して、学生にあらかじめ周知している。

③博士前期課程においては、社会福祉における人権・価値について理論的・歴史的に考察し、利用者のニーズ把握や生活支援の調整・開発をしていく能力を有すること、研究・実践両面で福祉課題解決に貢献できるようになることをディプロマ・ポリシーとし、博士後期課程においては、高度な研究を遂行できるとともに、社会福祉学の制度・政策論と援助技術論に基づいて問題を構造化し、専門職の指導的役割を担うことができることをディプロマ・ポリシーとすることによって、修了要件と整合性をもった判定を行い、学位授与を行っている。「研究指導計画書」、「修士論文・博士学位請求論文の審査基準」を作成し、手続きを明文化した。

【取り組みの特長・長所】

・成績評価等の質を確保するとともに、出席や学習状況が芳しくない学生に対しては、専攻会議での情報共有を踏まえ個別に連絡を取るなど、単に成績評価を行うのではなく実質的に学生の学習到達目標に近づくよう努めている。

・学生の中間報告会には、全教員が出席することにしており、学位審査に当たっては、主査・副査以外の教員も個々の学生の研究内容等を十分踏まえた審査を行っている。

【問題点・課題】

・特になし。

【将来に向けた発展方策】

・社会福祉の研究拠点として、より多くの質の高い学位授与者を本学から輩出するようにする。

【根拠資料】

- シラバス
- 大学院要覧
- 修士学位論文の提出
- 博士学位請求論文の提出
- 修士論文・博士学位論文の審査基準

(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【評価の視点】

(各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定、学習成果を把握及び評価するための方法の開発)

- ① 専攻として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標（評価方法）を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。
- ② 学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、修了時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。

【現状説明】 ※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **B：目標の達成が不十分**>

・専攻における専門性に即して教育・研究が推進されているかを確認するために学生授業アンケートを毎年実施して、講義科目および研究指導の達成度の測定や問題点の把握を行い、結果を研究科委員会に報告し、改善方を審議している。アンケートの結果は速やかに集計・分析し、授業内容や研究指導体制の改善につなげられるよう、研究科委員会で改善策を協議している。そのほか、授業内での学生による研究報告（随時）、中間報告会（年2回）により、研究の進捗の確認に加えて成果の確認、指導を行っている。これらの質的向上を図るため、研究フィールド（学生の就職先となる分野でもある）との協議を適宜行いながら、評価指標としての開発・運用に取り組んでいる。

【取り組みの特長・長所】

- ・アンケートのみならず、研究指導、研究会等の懇親会、学籍異動、奨学金の推薦など様々な場や媒体を通じて学生のニーズや状況を把握するようにしている。
- ・留学生の状況とニーズを踏まえ、日本語力・学習力強化のためのチューター、日本語論文指導等の活用を積極的に進めた。

【問題点・課題】

- ・既に行われている取組を可視化するツールが必要である。

【将来に向けた発展方策】

- ・留学生の増大や多様な学生の受入にも対応できるよう、現在のきめ細かな学生への対応を維持していく。

【根拠資料】

- ・「学生アンケートについて」
- ・「学生アンケート結果」
- ・研究科委員会議事録

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 38～40>

- (3) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価<学習成果の測定結果の適切な活用>、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。
- ③ 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **B：目標の達成が不十分**>

- ①平成30年度の研究科改組の際、専攻としてカリキュラムについて検証を行い、改組後の新カリキュラムの作成作業を行った。新研究科では、研究科委員会において教育課程・教育方法の適切性について確認しあい、改善策について協議している。
- ②研究科長、専攻長に加え、研究科より選任する自己点検・評価活動推進委員、自己点検・評価委員が主体となっている。検証の結果、改善が必要と思われる点は適宜カリキュラムに反映できるよう努めている。非常勤講師を招いた科目配置やシラバス修正などによって対応している。
- ③全学の高等教育推進センター及び高等教育推進委員会での活動を基本に、専攻内の高等教育推進委員を中心にして専攻として検討を行ってきた。また、学生授業アンケートを実施し、大学院での授業や研究指導体制等がアンケートの結果にできるだけ沿ったものとなるよう改善策を協議している。さらに研究科長が学外のFDに参加し、その成果を研究科に還元することにより、組織的なFD活動を展開している。

【取り組みの特長・長所】

- ・学会や社会活動等において中心的・指導的な立場にある専任教員を擁しており、専任教員自らが先端的な教育内容を提供するとともに、様々なパイプを活かした非常勤講師の活用等により、高水準の科目編成を実現している。

【問題点・課題】

- ・研究科委員会において委員会の位置づけを明確にするなど、より組織的に自己点検・評価が行われるように努める。
- ・学外の有識者を招いた研修を実施するなど、FD活動を一層強化する。

【将来に向けた発展方策】

- ・高水準の社会福祉研究を授業に反映するカリキュラム編成を継続維持していく。
- ・FD活動の取組を強化し、継続的なものにしていく。

【根拠資料】

- 社会福祉学研究科設置準備の際の諸資料（文部科学省提出書類等）
- 研究科委員会議事録
- 平成 30 年度東洋大学 F D 活動報告

【基準5】学生の受け入れ（その1）

点検・評価項目 <<前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 42、44～48>>

- (1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- (2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点】

(学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表)

(学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定、入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学者選抜の実施)

- ① アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。
- ② アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。
- ③ 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。
- ④ 一般入試、推薦入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。
- ⑤ 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。また責任所在を明確にしているか。
- ⑥ 入学者選抜を行ううえで、障がいのある受験生に対し、障がいのない学生と公正に判定するための機会を提供しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ①専攻におけるアドミッション・ポリシーでは、社会福祉を研究するのに必要な知識に加え、他者との討議を通じて思考力や判断力を高める能力、現場での実践の指導といった実践の学でもある社会福祉学の特色を出した内容となっている。その点で、アドミッション・ポリシーは、研究科、専攻の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。また、HP等において公表を行っている。
- ②・③・④入試方式や募集人員、選考方法は、アドミッション・ポリシーに従って設定している。
一般入試、推薦入試、留学生を対象にした入試、社会人を対象にした入試を実施している。
- ⑤入試実施において、本部長を学長、実施日責任者を研究科長とした入試実施本部体制を整備し入学試験を実施している。また、入試判定については、研究科委員会において審議・承認を得ている。
研究科委員会と研究科入試委員会が連携して、学生募集及び選抜を実施している。
- ⑥大学院入学試験要項にて、受験上の配慮について明記し、障害学生受け入れの態勢を整えている。平成30年度からは、「東洋大学における障がい学生支援の基本方針」にもとづいた「東洋大学における障がい学生支援のガイドラインガイドライン」(H30.4 制定)により対応している。

【取り組みの特長・長所】

- ・アドミッション・ポリシーの中でも、社会福祉学を研究する上で必要な知識のみならず、実践的な要素をもつ社会福祉学を研究するに相応しい人材としての他者への理解も含めた資質、思考力や判断力が必要であることを明確に打ち出している。
- ・入試に当たっては、全教員がアドミッション・ポリシー等を踏まえつつ打合せを行い、選抜すべき学生像を共有しながら入試業務に総員体制で臨んでいる。例えば、大学院の進学相談会を研究科長及び専攻長が自ら対応するなど、社会福祉学研究科が求める人材像が応募者にも直接伝わるようにしており、例年相談会に参加した応募者が多く集まっている。

【問題点・課題】

- ・特になし。

【将来に向けた発展方策】

- ・現在、留学生も含め多くの応募者が集まっており、そのような状況を維持し、内外の有為な人材が社会福祉学研究科において継続的に確保できるようにしていく。

【根拠資料】

- ・研究科規程
- ・大学院要覧
- ・ホームページ (<http://www.toyo.ac.jp/site/gswf/mswf-policy.html>)
- ・専攻アドミッション・ポリシー (ホームページ <http://www.toyo.ac.jp/site/gswf/mswf-policy.html>)
- ・『大学院 入試試験要項』
- ・大学院入学試験 実施本部体制
- ・「研究科委員会規程」
- ・大学院入学試験要項

【基準5】学生の受け入れ（その2）

点検・評価項目 <<前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 49～54>>

- (1) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- (2) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理)

(学生の受け入れに関する適切な根拠<資料、情報>に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。
★研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期（修士）課程で0.50～2.00、博士後期（博士）課程で0.33～2.00の範囲か。
★部局化された大学院研究科（※）における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90～1.25の範囲となっているか。※学際・融合研究科。
- ② 入試の結果を振り返り、アドミッション・ポリシーの適切性を検証し、必要に応じて改善（アドミッション・ポリシーの見直し、入試方式の変更、定員管理への反映等）を行っているか。
- ③ 学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。
- ④ 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① 博士前期課程在籍者31名（定員40名）学生比率0.77、博士後期課程在籍者9名（定員10名）学生比率0.90

2018年度の研究科改組に当たり、専攻として受験者と入学者の確保の方策について検討し、増員につなげた。それにより、2019年度は、定員超過及び未充足はない。

- ② 入試後の研究科委員会で、受験者数や試験結果をふまえ、アドミッション・ポリシーの適切性について協議している。
- ③ ・④学生の受入の適切性の検証主体は、研究科委員会および研究科入試委員会であり、毎年度、各入試方式の募集定員、選抜方法の検証・検討を行っている。また、学生の入学後の学修の到達度を学生ごとに研究科委員会等の場を使いながら確認し、入試による学生の受入方針に活かしている。

【取り組みの特長・長所】

- ・入学選抜段階とその後の学生の学習状況を情報交換しながら、入学選抜に活かしている。

【問題点・課題】

- ・特になし。

【将来に向けた発展方策】

- ・国内外の社会福祉研究のハブに相応しい学生の受入体制を一層強化する。

【根拠資料】

- 2019 年度学生数
- 社会福祉学研究科設置準備の際の諸資料（文部科学省提出書類等）
- 専攻アドミッション・ポリシー（ホームページ <http://www.toyo.ac.jp/site/gswf/mswf-policy.html>）
- 『大学院 入試試験要項』
- 「研究科委員会議事録」
- 「研究科入試委員会議事録」

【基準6】教員・教員組織（その1）

点検・評価項目 <<前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 57～63>>

- (1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各研究科の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- (2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

(大学として求める教員像の設定：各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等)

(各研究科等の教員組織の編制に関する方針：各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等の適切な明示)

(大学全体及び研究科・専攻ごとの専任教員数、適切な教員組織編制のための措置)

- ① 研究科・専攻の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。
- ② 研究科、専攻の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。
- ③ 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。
- ④ 大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。
- ⑤ 研究指導教員の2/3は教授となっているか。
- ⑥ 研究科・専攻として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。
- ⑦ 教員組織の編制方針に則って教員組織が編制されているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

①・②・③平成30年6月に社会福祉学研究科教員組織の編成方針を制定し明確にしている。

社会福祉学専攻として、「ソーシャルポリシー・アドミニストレーション (SPA)」「ソーシャルワークコース (SW)」の両研究領域に1名以上の博士後期課程のマル合担当者を置いており、設置基準上の条件は満たしている。教員の役割や連携については、各種委員を設けて組織的に運営している。また、教員組織の編成方針として、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などについて定めていないが、教育課程上のバランスに鑑み、適切な人材を非常勤講師として招いている。

④・⑤・⑥研究指導教員の必要数3名で実員教員数博士前期課程6名、博士後期課程7名；研究指導補助教員必要数3名で実員教員数博士前期課程1名、博士後期課程0名であり、研究指導教員が研究指導補助教員分を補っているため、大学院設置基準を充足している。年齢構成も、60代2名、50代6名となっており、研究指導には適した構成である。

⑤ ⑦社会福祉学専攻の教育体制を、「ソーシャルポリシー・アドミニストレーション (SPA)」に教授4名、「ソーシャルワーク (SW)」に教授2名、准教授1名を配置しており、教員組織の編成方針に則っている。

点検・評価項目（１）（２）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

・専門分野及び年齢構成の面において、多様な社会福祉の SPA 及び SW を研究指導するのに相応し陣容となっている。

【問題点・課題】

・特になし。

【将来に向けた発展方策】

・現在の充実した研究指導体制を維持していく必要がある。

【根拠資料】

- ・「社会福祉学研究科教員組織の編成方針」
- ・「研究科委員会規程」
- ・「平成 31 年度大学院 各種委員名簿」
- ・「大学基礎データ」

【基準6】教員・教員組織（その2）

点検評価項目 <<前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 70～71>>

- (1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。
- (2) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

（ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用）

（適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 学部と連携を図り、教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。
- ② 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【現状説明】 ※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **B：目標の達成が不十分**>

- ① 2018年12月から翌1月にかけて学生授業アンケートを実施し、教員活動の評価や受講の課題などについて抽出した。回収したアンケートは、2019年2月の研究科委員会で報告され、改善策を検討するとともに、昼間開講科目を増やすなど対応できるものは順次対応している。さらに、研究科委員会で自己点検・評価について検証している。
また、FD活動として、講義・演習・指導等の在り方について、院生の要望を踏まえた改善策を教員間で議論を行った（2019年2月）。
- ② 教員組織の適切性については、新研究科の構成を検討する中で専攻として集中的に議論を行ってきたが、その後の新研究科立ち上げ後も、研究科委員会において教員配置や専門領域の適切性などについて、随時検証し、改善につなげている。

点検・評価項目（1）（2）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・少人数の研究科の強みを活かし、研究科委員会だけではなく、日頃から大学院教育の改善についての意見交換が行われている。
- ・研究科長が自ら学外のFD活動に参加し、その成果を還元するなど、研究科挙げての取組がなされている。

【問題点・課題】

- ・FD活動のより計画的な実施の継続及び積み重ねが必要である。

【将来に向けた発展方策】

- ・多様な学生のニーズにより応えられるように努める。

【根拠資料】

- 研究科委員会資料
- 専攻会議資料
- 社会福祉学研究科設置準備の際の諸資料（文部科学省提出書類等）

その他

点検評価項目 <<前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 72～74>>

(1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。

【評価の視点】

(「哲学教育」「国際化」「キャリア教育」に基づく、研究科・専攻独自の取り組みを行っているか)

① 哲学教育・国際教育・キャリア教育について、専攻の教育内容に合わせた取り組みを行っているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

社会福祉の価値・思想、権利、ケア・支援など、哲学に根ざした実践や政策立案について、さまざまな講義を行っている。

東アジアの社会保障制度や在留外国人の人権と福祉についての講義を行っている。また、在学生・卒業生に東アジアなどからの留学生が多いことから、東アジア各国の修了生との研究交流の機会を継続的にもっている。さらに、中国から専門の研究者を招聘し、中国からの留学生向けに研究方法についての講義をして頂いた。

インターンシップの講義で実践の知識やスキル習得を図っている。また、研究者としてのキャリア形成のため、東洋大学福祉社会開発研究センターでの研究への参画を促すほか、論文執筆、学会発表などの指導を重視している。

【取り組みの特長・長所】

- ・ 東アジア諸国の留学生を多く受け入れてきた実績を活かした国際色あふれる研究指導を実現している。
- ・ 学生に実際の福祉のフィールドを体験させることにより、福祉の問題を自ら考える力を涵養するよう努めている。

【問題点・課題】

- ・ 外国出身修了生との関係を維持発展していくための様々な手段やルートを更に開拓していく。

【将来に向けた発展方策】

- ・ 外国出身者の修了後の関係維持のための一層の取組を行っていくことが、更なる本学の発展につながる。

【根拠資料】

- ・ 大学院要覧
- ・ シラバス
- ・ 研究科委員会議事録
- ・ 学長施策実施報告書
- ・ 東洋大学福祉社会開発研究センター ニュースレター